

## **[事案 2022-1] 新契約無効請求**

・令和4年10月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成22年10月に契約した収入保障保険（解約返戻金抑制型）について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、満期時に支払われる金額が無いことは説明されていないし、文書上でも説明がない。保険名称に解約返戻金抑制型とあることから、満期時に何らかの金額が支払われると思っていた。
- (2) 設計書には、「保険料払込期間中に保険契約を解約した場合には解約返戻金はありません」という記載しかないため、保険料払込期間中の中途解約の場合は解約返戻金が支払われないと読み取れる。
- (3) 保険会社は、本商品の販売を停止し、名称を変更して販売しているが、これは、顧客の誤解を招いた結果、名称を変更したものであると容易に推測できる。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) パンフレットには、解約返戻金がない旨の記載があり、重要事項説明書には保障内容等が詳しく記載されているため、申立人は、保険料払込期間中や保険期間満了時に解約返戻金が支払われないことを了解して契約している。
- (2) 設計書等に、「保険料払込期間中」に解約返戻金がないことを記載しているのは、保険料払込期間が保険期間より短い短期払の場合、保険料払込完了後から保険期間満了までに解約した場合に解約返戻金が支払われるためであるが、本契約は契約中の全期間保険料を支払う内容のため該当しない。
- (3) 商品名に「解約返戻金抑制型」という文言があることを理由に、保険期間満了後に解約返戻金が支払われるという誤認を与える恐れがあるとは言えない。また、苦情等の発生を理由に商品名を変更したという事実もない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。